

平成27年7月23日
商工政策課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成27年5月8日（金） 14時00分～15時30分

2 会場

県庁西棟7階C会議室

3 出席者名

藤井会長、清野委員、藤村委員、對馬委員、飛澤委員
商工政策課 3名

4 議事の概要

(1) 議題1 前回の議事概要及び届出状況等について

事務局から資料1に基づき、前回の審議概要、現在の届出状況等について説明を行い議事概要として承認された。

(2) 議題2 届出案件について

【カブセンター神田店の変更について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 店舗付近は他店舗か駐車場であり、変更による周辺環境への影響は少ないように思われる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測が多くの地点で基準値を超過していること、第二種住居地域が含まれる地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【メガ城東北店の変更について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 店舗付近は他店舗、駐車場であり、変更による周辺環境への影響は少ないように思われる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致し

た。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測が全ての地点で基準値を超過していることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【カブセンター柏店の変更について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 店舗付近は水田や空き地であり、住宅も県道を挟んだ反対側にある。変更による周辺環境への影響は少ないように思われる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測が全ての地点で基準値を超過していることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 設置者配慮事項を確実に履行すること。